

特定金属くず買受業の届出について

(令和8年6月1日施行)

令和8年6月1日から、特定金属くず買受業を営む場合は、公安委員会への届出が必要になります。

特定金属くずとは？

主として**特定金属**(※1)により構成されている**金属くず**(※2)のことをいいます。

※1…令和8年6月1日現在、指定されている特定金属は「銅」のみです。

※2…「主として特定金属により構成されている」とは、物品の重量又は価格が2分の1以上を特定金属が占めていることを言います。

なお、物品を製造する過程において生ずるもの及び古物営業法第2条第1項に規定する古物に該当するものは除きます。

届出の方法・様式

届出の窓口は

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

(生活安全第一課、生活安全刑事課)

になります。

届出を行う際は、様式（営業開始届出書）をご提出ください。

なお、添付書類として下記のものが必要となります。

- ・ 営業所の平面図
- ・ 特定金属くずの保管場所の平面図
- ・ 営業所と保管場所の位置関係が明らかとなるような略図
- ・ 住民票の写し（本籍（外国人は国籍）記載のもの）
（法人の方は代表者の方の住民票の写しが必要です）

—— 以下は法人の方のみ ——

- ・ 定款 及び 登記事項証明書

現に営んでいる場合

令和8年6月1日時点で、現に特定金属くず買受業を営んでいる方は、**令和8年8月31日**までに届出が必要となります。

注意

岡山県金属くず取扱業条例で届出済の方も、特定金属くず買受業を営む場合は届出が必要です。